

# 監督全数の65・8%で違反

36協定の未届出・協定で定めた延長時間超過の違反が多い

名古屋北労働基準監督署

当署において令和7年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。  
 会員各位におかれましては、これらの結果をご参考にしていただき、適正な  
 労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】 (表参照)

令和7年は、  
 ①長時間労働の抑制及  
 び過重労働による健康障  
 害防止  
 ②中小企業及び令和6  
 年度適用開始業務等の事  
 業場に対する丁寧な対応

を含めた一般労働条件確  
 保・改善対策

③管内の労働災害の発  
 生状況等に応じた労働災  
 害の防止  
 を重点課題に掲げ、7  
 58件の事業場に対して  
 監督指導を実施しました。

## 違反率

監督指導を実施した7  
 58件のうち499件の  
 事業場で、労働基準法、  
 最低賃金法あるいは労働  
 安全衛生法の違反が認め  
 られました。監督全数の  
 65・8%で違反が認めら  
 れました。この比率を

『違反率』といいますが、  
 愛知労働局全体の違反率  
 63・2%とほぼ同水準で  
 した。

違反率が高い業種は

- ▽製造業(76・1%)
  - ▽運輸交通業(69・8%)
  - ▽保健衛生業(68・9%)
- となっており、これら  
 の業種で高い傾向にあり  
 ます。

働き方改革関連法に  
 係る法改正項目に関  
 する違反

関する違反が多く97件  
 (12・8%)となつてお  
 り、算定時間数不足、算  
 入すべき手当が含まれて  
 いない、割増率不足等の  
 違反が認められました。  
 さらに、年次有給休暇  
 が73件(9・6%)、就  
 業規則が52件(6・9  
 %)認められました。

## 労働条件に関する 違反

労働時間に関する違反  
 が最も多く132件(17  
 4%)となっており、36  
 協定未届出、協定で定め  
 た延長時間超過の違反が  
 認められました。  
 次いで、労働条件明示  
 に関する違反が多く10  
 0件(13・2%)となつ  
 ており、次に割増賃金に

年5日の年次有給休暇  
 未取得が73件(9・6  
 %)、年次有給休暇管理  
 簿の未作成・未保存(労  
 働基準法施行規則第24条  
 の7)が38件(5・0  
 %)認められました。

また、時間外労働・休  
 日労働の合計が1カ月1  
 00時間以上あるいは2  
 ないし6月を平均して1  
 カ月当たり80時間を超え  
 た(労働基準法第36条第  
 6項)違反が35件(4  
 6%)認められました。  
 さらに、労働時間の未  
 把握(労働安全衛生法第

(件)

労働時間把握	健康診断結果 医師等意見聴取	健康診断	作業環境測定	就業制限	安全衛生教育	定期自主検査
6	18	20	12	3	5	35
2	10	4	0	0	1	5
4	5	2	0	0	0	0
12	34	26	12	3	6	40
11	10	8	1	0	1	4
2	13	11	0	0	0	0
4	2	8	0	0	0	0
1	6	9	0	1	0	1
25	36	41	1	1	1	6
37	70	67	13	4	7	46

(表) 令和7年監督実施状況及び措置状況

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率	使用停止等処分事業場数	違 反 状 況																
					労働基準法								最賃法		労働安全衛生法						
					労働条件の明示	労働時間	休日	2ヶ月平均80H超	割増賃金	年次有給休暇	就業規則	賃金台帳	年次有給休暇管理簿の作成	賃金不払	最賃効力	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会	安全基準	衛生基準
製造業	155	118	76.1%	3	19	25	0	10	22	14	8	3	9	15	3	3	5	12	2	54	40
建設業	187	121	64.7%	8	5	9	1	2	7	7	4	3	5	2	0	0	0	9	0	55	7
運輸交通業	43	30	69.8%	0	4	16	0	3	5	7	2	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0
工業的業種	387	270	69.8%	11	28	51	1	15	34	28	14	7	14	20	3	3	6	21	4	114	47
商業	115	62	53.9%	1	18	19	0	2	17	6	7	10	9	10	5	0	3	1	1	6	3
保健衛生業	74	51	68.9%	0	15	13	2	0	8	11	7	2	2	5	1	0	1	0	0	0	0
接客娯楽業	50	31	62.0%	0	15	16	3	0	10	7	13	4	7	8	3	0	1	0	1	1	0
その他の事業	75	45	60.0%	0	13	19	0	11	13	14	5	1	3	5	1	0	2	1	4	0	1
非工業的業種	371	229	61.7%	1	72	81	7	20	63	45	38	19	24	29	10	1	9	2	9	11	5
合計	758	499	65.8%	12	100	132	8	35	97	73	52	26	38	49	13	4	15	23	13	125	52

注1) 複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

注2) 業種は主要なもののみ掲載しています。

注3)   は働き方改革関連法に係る改正項目です。

健康診断（特殊健康診断を含む）を実施していない事業場が67件（8・8%）、健康診断の結果、異常所見を認めた労働者について、健康保持のための必要な措置として医師から意見聴取を実施していない事業場が70件（9・2%）認められま

健康診断に関する違反

66条の8の3）違反が37件（4・9%）認められました。これは、長時間労働者に対する医師との面接指導を実施するため、事業者が労働者（管理監督者、みなし労働時間適用人者を含む全労働者）の労働時間の状況を把握することを義務付けたものです。賃金の適正支払いの観点からも当然に必要なことですが、労働者の健康確保のための必要な措置や配慮が行い得るよう、労働時間の適正把握への取り組みが事業者に求められています。

令和7年に監督指導を実施した労働者数が50人以上の事業場128件のうち、常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる安全管理者の選任義務が果たされていない事業場は4件（3・1%）、衛生管理

安全管理体制に関する違反

雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回（特殊健康診断は6月以内ごとに1回）、定期的に健康診断を実施し、その結果、異常所見を認める労働者については、今後における就業可否や配慮すべき事項について医師から意見を聴取し、事業者は当該意見を踏まえつつ、労働者の実情を考慮したうえで、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の必要な事後措置を講じることにより、労働者の健康保持を図る必要があります。

者の選任義務が果たされていない事業場は15件(11・7%)、安全衛生委員会等に関する違反が認められた事業場は13件(10・1%)でした。

各事業場において、安全衛生管理体制を整備し、自主的・組織的な管理を進めることで、労働者の健康保持・増進を図ってください。特に、事業場における過重労働対策及びメンタルヘルス対策の実施基準の確立が重要と考えます。

### 【申告処理状況】

申告とは、労働者から『給料が支払われない』『残業代が支払われない』『解雇予告手当が支払われない』といった労働関係法令違反について、労働基準監督署に個別救済を求める申し立てです。これらの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対して調査を行い、違反が認められた場合は違

反事実に対して是正を報告します。

令和7年の申告処理件数は566件で、前年よりも80件増加しました。申告内容は、定期賃金不払、割増賃金不払、解雇予告手当不払といった金銭に関わるものが大半を占めています。

業種別に見ると、その他の事業が最も多く142件(25・0%)、次に接客娯楽業が122件(21・5%)、次いで商業が80件(14・1%)となっております。

### 【会員事業場の皆さまへのごお願い】

これら労使のトラブルを未然に防ぐためには、労働契約締結の際に労働条件を書面交付により明示し、労働契約内容を明らかにしておくことが必要不可欠で、さらに、労働者数が10人以上の事業場においては、作成した就業規則を労働者に周知

し、内容を説明のうえ十分に理解させることが必要です。

また、割増賃金に関しては、時効が令和2年4月より5年(当分の間は3年)となっており、労働者からの申告により、過去にさかのぼって数百万円の支払いを余儀なくされた事例もあります。事業場内でのトラブルが顕在化する前に、いま一度、労務管理状況を点検のうえ、トラブルの未然防止に万全を期していただくようお願いいたします。

### 【名北労働基準協会 開催講習】

詳しくは、HPをご覧ください

- 安全管理者選任時研修 1.5日間
- 衛生管理者受験対策講座 2.5日間
- 安全衛生推進者養成講習 2日間
- 衛生推進者養成講習 1日間
- 労働実務総合研修(安全衛生管理体制含む)

### 目次

名古屋北監督署 令和7年監督指導白書	2
「安全経営あいち推進大会」開催	5
監督署の窓	6
行政の焦点	8
質問にお答えします	10
弁護士が語るカスハラの内容	13
防止対策と発生時の対応(2)	15
社会保険労務士試験合格体験記(4)	19
『ホワイト企業推進事業場』紹介	24
弁護士に聴く(14)	26
安全衛生あれこれ(74)	27
社会保険労務士が答える企業の労務管理(125)	28
作業環境測定(28)	29
こちら企業の労働110番です(184)	30
わたしのジハード(279)	31
名北セーフティ・アドバイス(230)	31
表紙Ⅱ春爛漫	原 秀男

### 表紙のことば

春爛漫

原 秀男

咲く早咲きの桜です。  
(浜松市中央区大山町)

少し肌寒さの中、春を感じさせられる季節となりました。

写真は河津桜で2月中旬から3月中旬頃に

データ  
カメラ ニコンZ5  
レンズ 50ミリ  
絞り f・14  
シャッター 1/20